

小国町男女共同参画計画

多様な価値観を認め合い誰もが活躍できる白い森の国おぐに



令和3年3月
山形県小国町

～ 目次 ～

第 1 章	計画の策定にあたって	・・・ 2 ～ 3
	第 1 節 計画策定の趣旨	
	第 2 節 計画の期間	
	第 3 節 計画の位置付け	
第 2 章	小国町の現状及び課題	・・・ 4 ～ 6
	第 1 節 人口の現状	
	第 2 節 審議会等委員に占める女性の割合	
	第 3 節 アンケート調査による結果	
第 3 章	計画の基本理念及び目標、施策	・・・ 7 ～ 11
	第 1 節 基本理念	
	第 2 節 基本目標	
	第 3 節 施策の展開	
第 4 章	計画の推進について	・・・ 12
	第 1 節 推進体制	
	第 2 節 計画の進行管理	

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

平成11年（1999）に公布、施行された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を実現するための基本理念を掲げ、社会のあらゆる分野において、国、地方公共団体及び国民が男女共同参画の取り組みを推進することを目的としています。また、地域に住む一人一人の人権が尊重され、性別にかかわらず、女性も男性も自らの個性を発揮しながら、ともに責任を担い、活躍し、安心して暮らすことができる社会を目指すものであります。

さらに、国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）を達成していくためには、女性も男性も様々な分野で活躍できる持続可能な社会づくりが喫緊の課題となっています。

小国町（以下「本町」という。）においても、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、すべての人が活躍できる男女共同参画社会を実現するため、小国町男女共同参画計画（以下「本計画」という。）を策定します。

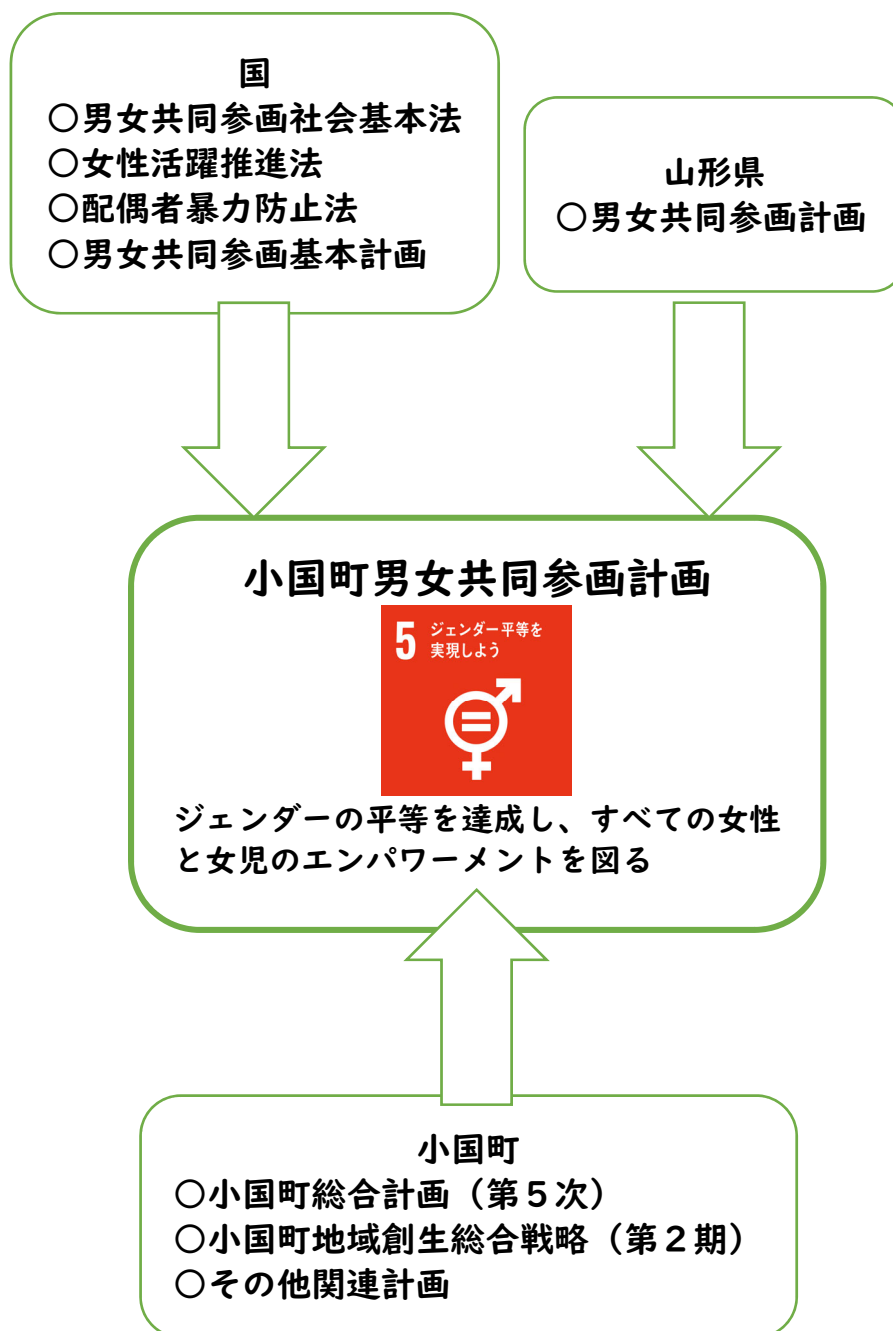
第2節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021）から令和7年度（2025）までの5年間とします。ただし、社会状況の変化に応じて見直しを行うものとします。

第3節 計画の位置付け

本計画は男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づいて策定するものであり、本町における男女共同参画を推進するための計画になります。また、本計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）」第2条第3項に基づく市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に基づく市町村推進計画に位置付けるものとし、第5次小国町総合計画及び第2期小国町地域創生総合戦略、その他関連計画との整合性を図りながら男女共同参画を推進します。

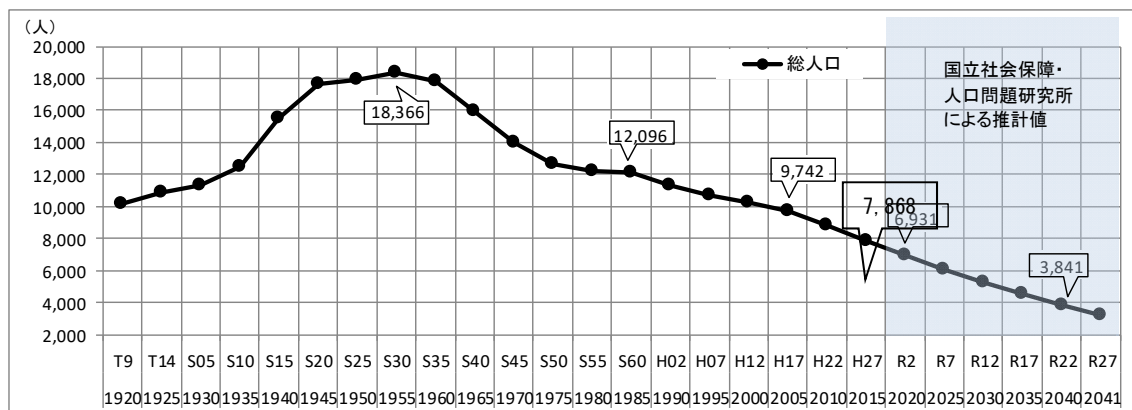
【本計画の位置付け】



第2章 小国町の現状及び課題

第1節 人口の現状

本町の人口は、昭和30年（1955）には18,366人と2万人近くまで増加しましたが、その後は減少に転じ、平成17年（2005）には9,742人と1万人を割り込みました。平成27年（2015）には7,868人となっており、平成22年（2010）の8,862人から994人減少しています。また、平成22年（2010）と平成27年（2015）の増減比率をみると、女性の減少率が若干高い結果となっています。

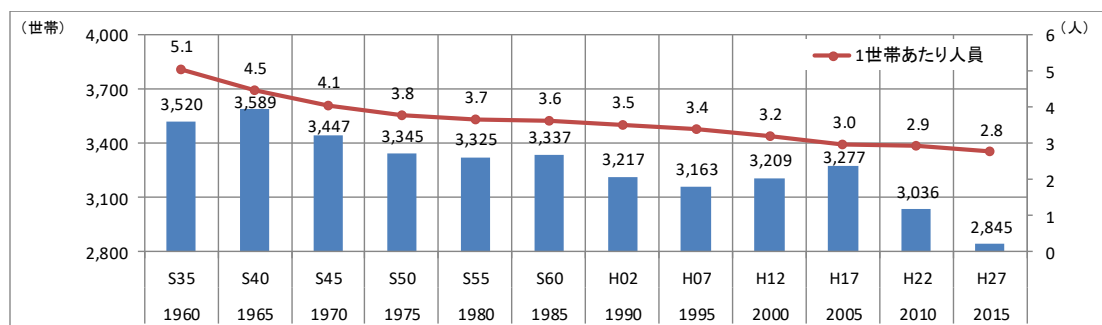


本町の総人口の推移 資料：国勢調査及び『日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018）推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）

年度	人口（総数）	人口（男性）	人口（女性）	世帯数
平成22年	8,862	4,301	4,561	3,036
平成27年	7,868	3,863	4,005	2,845
増減比率	-11.2	-11.1	-11.3	-6.3

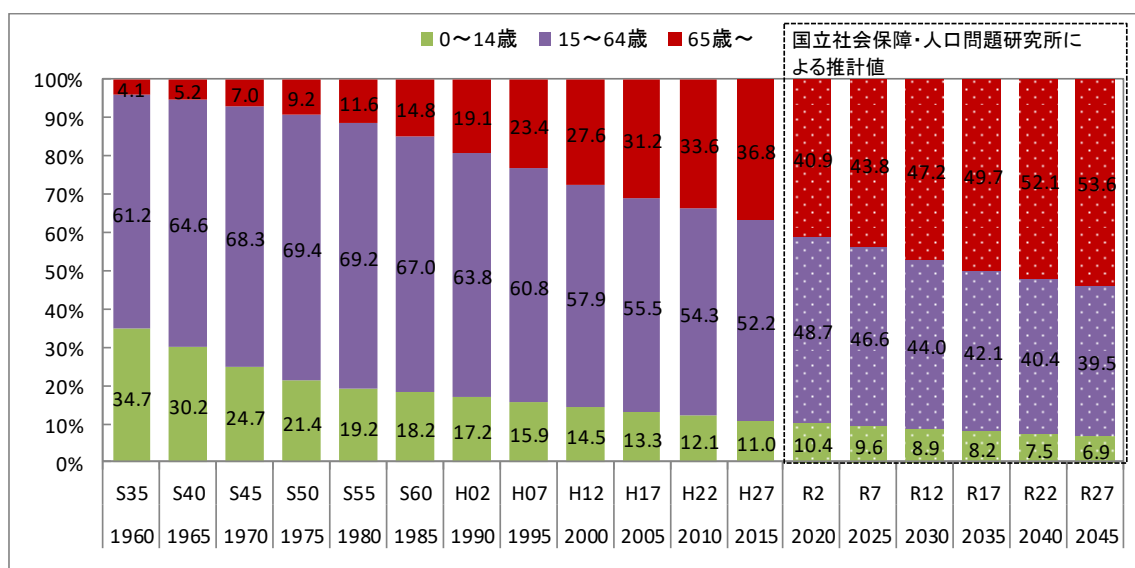
本町における人口及び世帯数 資料：国勢調査

一方、世帯数は3,100～3,300程度で推移しており、平成27年（2015）には3,000世帯を割り込みましたが、人口の急激な減少に比べると世帯数の減少は緩やかです。1世帯あたりの人員をみると、昭和35年（1960）の5.1人/世帯から平成22年（2010）には3人/世帯を割り込み、平成27年（2015）には2.8人/世帯まで減少しています。



本町の世帯数及び1世帯あたりの人員の推移 資料：国勢調査

また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少の一途をたどっており、生産年齢人口は昭和40年（1965）までは1万人を超えていましたが、平成22年（2010）には4,816人と半減以下に、また年少人口は平成27年（2015）には1000人を割り込んでいます。一方、老年人口（65歳以上）は年々増加し、平成2年（1990）年には年少人口と逆転し、平成17年（2005）には3,000人を超えましたが、以降は自然減が進み、減少傾向にあります。平成27年（2015）には老年人口の割合は36.8%となっており、平成22年（2010）と比較すると、3.2ポイント増加しています。全国や県と比較すると年少人口の構成比は低く、年々、高齢化率は高くなっており、少子高齢化が顕著に進んでいることが分かります。



本町の年齢3区分別人口割合の推移 資料：国勢調査及び『日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018）推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）

第2節 審議会等委員に占める女性割合

令和元年4月時点の本町における地方自治法に基づく審議会等委員の総数は101人で、うち24人が女性となっています。女性の占める割合は23.8%で、全国の36.7%、県の48.8%と比較して低い割合となっています。今後、町の行政運営に女性の意見を反映し、多様性のある地域社会を実現していくためにも、女性の参画拡大に取り組むことが重要となります。

第3節 アンケート調査による結果

平成27年度に実施した小国町地域創生総合戦略策定に係る基礎アンケート調査の中で、今後、本町において「暮らしやすくするために力を入れるべきこと」という質問に対して、「地域産業の振興と雇用の場の創出」が女性、男性ともに最も多くなっており、「出産・保育など子育て支援の充実」を望む声の中では4.1ポイント、「訪問看護等の保健・福祉サービスの充実」を望む声の中では2ポイント、女性が男性をそれぞれ上回っていました。この結果から、より女性が子育てや介護についての支援を必要としている現状が分かります。

また、「地域活動への参加状況」の中で、「よく参加している」「時々参加している」の割合が女性より男性のほうが格段に高くなっている現状があります。さらに、「参画したい活動」として、「地区で実施する会合や集会、イベント」が女性、男性ともに高く、特に女性割合が高いのが「地域の一斉道路清掃や花の植栽などの環境保全」「高齢者や子どもの見守り」となっており、地域活動に対する参加意欲がある女性が多くいることが分かります。

なお、「まちづくりへの住民参加」では女性は約4割、男性は約5割が「進んで参加したい」「頼まれれば参加したい」となっていることから、地域社会において、女性と男性がともに活躍できる場所や機会をつくっていく必要があると考えられます。

第3章 計画の基本理念及び目標、施策

第1節 基本理念

本計画における基本理念を次のように掲げます。

『多様な価値観を認め合い誰もが活躍できる白い森の国おぐに』

本町は、地域に住む一人一人の人権が尊重され、価値観を認め合い、性別にかかわらず、女性も男性も自らの個性を発揮しながら、ともに責任を担い、活躍し、安心して暮らすことができる町を目指します。

第2節 基本目標

本計画における基本目標を次のように定めます。

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

基本目標2 いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり

基本目標3 男女がともに安心・安全に暮らせるまちづくり

第3節 施策の展開

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画社会を実現するためには地域に住む一人一人が男女共同参画について理解していくことが必要になります。このことから男女共同参画に対する理解の向上を図るため、町の広報やホームページ等で情報の提供や啓発活動に取り組みます。さらに、男女共同参画に関する研修会の開催を通して、自分事として捉え、考えることができる機会づくりに取り組みます。また、学校等における男女共同参画を推進するために、国や県等と連携しながら多様な学習機会を提供します。

取り組み1 男女共同参画に関する情報の提供や啓発活動の推進

	施策名	取組内容	主な担当課
1	広報等による男女共同参画に関する情報提供	国や県等から提供される男女共同参画に関する情報を町のホームページや広報等で周知します。	総合政策課
2	男女共同参画に関する研修会等の開催	男女共同参画に関する研修会を開催します。また、男女共同参画に関して県や男女共同参画センターが主催するセミナーへの参加促進を図ります。	総務課 総合政策課

数値目標

取組指数	令和元年度現状値	令和7年度目標値
広報等による男女共同参画に関する情報提供	1回	3回
男女共同参画に関する研修会等の開催	0回	1回

取り組み2 学校や家庭における男女共同参画の推進

	施策名	取組内容	主な担当課
1	学校における男女共同参画教育の推進	県や男女共同参画センターが公表している男女共同参画に関するパンフレット等の資料を活用した教育を推進します。	教育振興課
2	家庭における男女共同参画の推進	男性の家事や育児、介護参加に関する啓発活動を行うとともに、県や男女共同参画センターの事業や研修会について広報等で周知します。	総合政策課 健康福祉課

取り組み3 人権問題に関する情報の提供や啓発活動の推進

	施策名	取組内容	主な担当課
1	広報等による情報提供	国や県等から提供される人権問題に関する情報を町のホームページや広報等で周知します。	総合政策課 町民税務課
2	人権問題に関する研修会等の開催	人権問題に関して県等が主催するセミナーへの参加促進を図ります。また、町において、人権問題に関する研修会を開催します。	町民税務課
3	人権擁護委員との連携	人権擁護委員と連携して人権問題に関する啓発活動を推進します。	町民税務課

数値目標

取組指数	令和元年度現状値	令和7年度目標値
広報等による人権問題に関する情報提供	0回	1回
人権問題に関する研修会等の開催	0回	1回

基本目標2 いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり

多様性のある地域づくりを進めるため、方針決定過程における男女共同参画に取り組みます。また、仕事と生活の両立を目指し、男女がともに家事や育児を担えることができる環境づくりを推進します。また、本町においては、半導体製造業を中心とした中核企業が、地域の経済を牽引してきたことから、こういった企業とも連携しながら、男女共同参画社会の実現に取り組んでいきます。

取り組み1 方針決定過程における男女共同参画の推進

	施策名	取組内容	主な担当課
1	審議会における男女共同参画の推進	方針決定過程への女性参画の拡大を図り、多様な意見を反映し活力ある地域社会を実現するために、審議会への女性登用を推進します。	全課
2	企業等における男女共同参画の推進	地域の中ですべての人が活躍できるように企業等における女性参画の拡大を働きかけます。	全課

数値目標

取組指数	令和元年度現状値	令和7年度目標値
審議会における女性登用率	25.8%	30%
町内におけるやまがたイクボス同盟加盟企業数	0件	2件

取り組み2 ワークライフバランスの推進

	施策名	取組内容	主な担当課
1	広報等におけるワークライフバランスに関する情報提供	適切な仕事と生活の両立が実現でき、男女がともに家事や育児を担えるようにワークライフバランスに関する情報を町の広報等で周知します。	総合政策課 健康福祉課 産業振興課
2	働きやすい職場環境の整備	男女共同参画の視点に立った環境づくりを推進します。また、企業等におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため、関係法令や各種制度について情報提供を行います。	総務課 産業振興課

数値目標

取組指数	令和元年度現状値	令和7年度目標値
広報等におけるワークライフバランスに関する情報提供	0回	1回

基本目標3 男女がともに安心・安全に暮らせるまちづくり

生涯を通じた健康づくりを支援するとともに、障がい者や高齢者も安心して暮らすことができるように福祉サービスの充実を図ります。また、子どもや女性、高齢者に対する暴力を防ぐために、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）防止に対する啓発活動に取り組むとともに、あらゆる暴力を根絶する仕組みづくりを推進します。さらに、現在、様々な自然災害が頻発しており、女性の視点を取り入れながら地域防災に対応していくことが必要になっていることから、男女がともに安全に暮らせるまちづくりを進めていきます。

取り組み1 生涯を通じた健康づくり

	施策名	取組内容	主な担当課
1	生涯を通じた健康支援	男女がともに健康で活躍し続けるためにライフステージに合わせた健康支援を行います。	教育振興課 健康福祉課
2	妊娠、出産、育児に関する支援の充実	子どもを産み育てることができる環境整備づくりを進めるため、妊婦健診の費用助成や出産支援金を支給します。	健康福祉課
3	地域包括ケアの推進	保健や医療、福祉、介護が連携した地域包括ケアを推進するため、医療確保や各種検診、健康教室を実施します。	健康福祉課 町立病院 老健

数値目標

取組指数	令和元年度現状値	令和5年度目標値
子宮がん検診受診率	20.4%	21%

取り組み2 DV防止対策の推進

	施策名	取組内容	主な担当課
1	広報等におけるDV防止に関する情報提供	DV防止に関する情報を町のホームページや広報等で周知します。また、国や県をはじめ、関係機関と連携しながらDV防止の啓発活動に取り組めます。	総合政策課 町民税務課 健康福祉課
2	DV防止に関する相談支援の充実	DV防止に関する相談支援の充実に努めます。また、関係機関との連携により、DV防止に取り組めます。	総合政策課 町民税務課 健康福祉課

数値目標

取組指数	令和元年度現状値	令和7年度目標値
広報等におけるDV防止に関する情報提供	0回	1回

取り組み3 地域防災活動における男女共同参画の推進

	施策名	取組内容	主な担当課
1	地域防災活動における男女共同参画の推進	地域の防災力を高めるために、地域防災会議等において、女性の視点を活かした防災への取り組みを推進します。	総務課 総合政策課 町民税務課
2	広報等における地域防災に関する情報提供	地域防災に関する情報を町のホームページや広報等で周知します。また、国や県をはじめ、関係機関と連携しながら防災知識の普及啓発を図ります。	総務課 総合政策課 町民税務課

数値目標

取組指数	令和元年度現状値	令和7年度目標値
広報等における地域防災に関する情報提供	0回	1回

第4章 計画の推進について

第1節 推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内に推進本部を立ち上げ、総合政策課を中心として、庁内各部局との連携を図るとともに、町民や企業、地域と協力しながら、男女共同参画社会の実現に向けて、取り組んでいきます。

1 町民、地域、企業等との連携

男女共同参画社会の実現は、町民や企業、関係機関、NPO 等による自発的な活動が不可欠であることから、このような地域社会における活動に対して協力や支援を行いながら、町の広報等を通じて、幅広い主体の参加を目指します。

2 庁内各部局等における連携

推進本部を中心に、庁内各部局が連携して男女共同参画に関する施策を推進していきます。また、国や県、周辺市町村との連携や調整を図りながら様々な取り組みを進めていきます。

第2節 計画の進捗管理

計画における施策の評価や検証については、町民や有識者等で構成される推進委員会を設置し、施策の評価や検証を行い、課題を整理することにより、新たな事業へ繋げていきます。

